

国際日本文化研究センターアプリケーション供用規程

[令和4（2022）年7月7日 制定]

（趣旨）

第1条 この規程は、国際日本文化研究センター公開研究資源データ等取扱規則第4条第2項の規定その他の関連規則に基づき、国際日本文化研究センター（以下「本センター」という。）におけるアプリケーションの供用及び当該アプリケーションの開発・運用に係る事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、国際日本文化研究センター公開研究資源データ等取扱規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「日文研情報システム」とは、情報管理施設情報課が管理運用している Infrastructure as a Service のことをいう。
- 二 「サーバー資源」とは、オペレーティングシステム（以下「OS」という。）及びミドルウェア並びにこれらを動作させるリソースのことをいう。
- 三 「管理者」とは、独自に開発したアプリケーション又は本センター若しくは本センター以外のアプリケーションサービスプロバイダが提供するサービスについて、開発又は契約し運用を主体的に管理する者をいう。

（アプリケーションの供用手段）

第3条 アプリケーションを供用するための手段は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 一 本センターが提供するサービスによるもの
- 二 独自に開発した（既存のアプリケーションを改修して流用する場合を含む。）アプリケーションによるもの
- 三 本センター以外のアプリケーションサービスプロバイダが提供するサービスによるもの
- 四 前3号のいずれかの組み合わせによるもの

（独自開発によるアプリケーション）

第4条 前条第2号又は第4号に該当するアプリケーションを独自に開発する場合は、日文研情報システムで稼働しているサーバー資源を使用しなければならない。ただし、公開

研究資源データ等の特性等により、日文研情報システムで稼働しているサーバー資源上でアプリケーションの運用が困難な場合は、次の各号のいずれかによりアプリケーションを運用することができる。

- 一 日文研情報システムに新たなサーバー資源を構築し運用する。
- 二 日文研情報システム以外のサーバー資源を運用する。

(計画)

- 第5条 管理者は、アプリケーション開発・サービス利用に係る仕様書の策定又は本センター外からのアプリケーションの移管（以下「アプリケーション開発等」という。）に先立って、別に定めるアプリケーション開発・サービス利用・変更計画書（以下「計画書」という。）を情報管理施設長に提出しなければならない。
- 2 情報管理施設長は、計画書を情報システム・情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）に付議し、承認を得なければならない。
 - 3 情報管理施設長は、前項の委員会による承認に基づいて、管理者に計画書に基づくアプリケーション開発等の実施を承認する。
 - 4 管理者は、アプリケーションの供用開始までに計画書の内容に変更があった場合は、速やかに計画書を再提出しなければならない。

(費用負担)

- 第6条 管理者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。ただし、日文研情報システムの更改及び変更等、日文研情報システムを起因とした費用については除く。
- 一 第3条第2号から第4号のアプリケーションの開発、契約、運用、変更（脆弱性への対応を含む）及び廃止に係るすべての費用
 - 二 第4条第1号のサーバー資源の構築及び運用に係るすべての費用
 - 三 第4条第2号のサーバー資源の構築、運用、変更（脆弱性への対応を含む。）及び廃止に係るすべての費用

(セキュリティ要件)

- 第7条 アプリケーションは、次に掲げるセキュリティ要件を満たさなければならない。
- 一 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が提供している「安全なウェブサイトの作り方」の最新版（供用開始申請書提出時における最新版を指す。以下同じ。）の基準を満たしていること。
 - 二 IPA が提供している最新版の「セキュリティ実装チェックリスト」に基づいて脆弱性の有無が確認されていること。
 - 三 OS 及びミドルウェア並びにアプリケーション（アプリケーションを構成するプログラム言語を含む。）は、サポートが継続中であり、かつ最新バージョンを使用してい

ること。

四 脆弱性診断を行い、アプリケーションに既知の脆弱性が残っていないことが確認されていること。

2 情報管理施設長は、アプリケーション、サーバー資源、アプリケーションサービスプロバイダが提供するサービス又は公開研究資源データ等の特性等に応じて、前項に規定する要件を変更若しくは省略、又は新たな要件を追加することができる。

(運用管理)

第8条 管理者は、アプリケーションの運用管理のため、基本設計書及び運用管理マニュアル等、運用管理に必要な資料を作成しなければならない。

(供用開始の手続き)

第9条 アプリケーションの供用開始を希望する管理者は、第3条各号に掲げるアプリケーションの供用手段に応じて、別表に掲げる書類を情報管理施設長に供用開始予定日の1か月前までに提出し承認を得なければならない。

2 管理者は、前項に規定する書類のほか、情報管理施設長が必要と認める資料等について提出しなければならない。

(審査)

第10条 情報管理施設長は、前条に基づき提出された書類の審査及び第7条第1項第4号に基づく脆弱性診断を行い、供用開始の可否について管理者へ通知しなければならない。

2 第3条第1号のアプリケーション及び次に掲げるいずれかのアプリケーションサービスプロバイダによる第3条第3号のアプリケーションについては、第7条第1項の要件を満たしているものとみなし、前項に規定する脆弱性診断を省略することができる。

一 国若しくは地方公共団体又はこれらが所管する機関

二 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）で定める法人

三 国立大学法人法（平成15年法律第112号）で定める法人

四 前3号に掲げるもののほか、情報管理施設長が認める法人・団体等

(脆弱性への対応)

第11条 管理者は、アプリケーションの供用後に新たな脆弱性が発見された場合、速やかに脆弱性を解消しなければならない。

2 情報管理施設長は、情報セキュリティに関する規則に基づき、管理者へ通告せず供用を停止することができる。

(変更)

第12条 管理者は、第9条に規定する手続きの終了後に供用開始申請書の内容又はアプリケーションに変更が生じる場合は、別に定める変更申請書を速やかに情報管理施設長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の変更が以下のいずれかに該当する場合は、情報管理施設長は、第10条に規定する脆弱性診断を行わなければならない。ただし、変更内容が脆弱性に影響しない場合はこの限りでない。

- 一 第3条第2号又は同号を組み合わせに含む同条第4号におけるアプリケーションの仕様変更
- 二 サーバー資源の仕様変更
- 三 第3条第3号におけるアプリケーションサービスプロバイダの変更又は契約内容の変更

(廃止等)

第13条 供用中のアプリケーションの廃止又は移管を希望する管理者は、別に定める供用廃止・移管申請書を情報管理施設長に廃止又は移管予定日の1か月前までに提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、情報管理施設長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4(2022)年7月7日から施行する。
- 2 施行日前に供用を開始したアプリケーションについては適用しない。ただし、当該アプリケーションを施行日以後に変更する場合は適用する。

別表 (第9条関係)

必要書類名	供用手段が該当する号 (第3条)			
	第1号	第2号	第3号	第4号
供用開始申請書	必要	必要	必要	組み合わせ に該当する 必要書類
第7条第1項第2号のセキュリティ実装チェックリスト	不要	必要	必要*	
第7条第1項第4号の脆弱性診断結果報告書	不要	必要	必要*	
第8条に規定する運用管理に必要な資料	必要	必要	必要	
アプリケーションサービスプロバイダと締結した契約書の写し	不要	不要	必要	

*第10条第2項の各号いずれかに該当する場合は不要